先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成29年4月28日付「保医発0428第4号」厚生労働省保険局 医療課長通知にて、平成29年5月1日より下記検査項目の保険適用の対象となる 検査方法が追加されることになりましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新たに検査方法が追加された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD	400点	生化学的検査(I)

■改正された算定留意事項内容

改正後	現行	
改正後 ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」 血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミン D3の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、CLIA法又はCLEIA法により、ビタミン D欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測	現行 ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「DOO7」 血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミン D3の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる 病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又 はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合	
定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時に おいては1回を限度とし、その後は3月に1回を限 度として算定する。	にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として 算定する。	

※下線部の「CLIA法」を「CLIA法又はCLEIA法」に改正されました。